



海老名市監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和元年9月30日

海老名市監査委員

雨宮 徳明



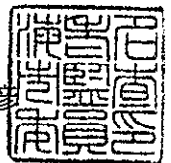
海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

市川 敏彦



## 監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 消防本部 消防総務課
- 2 監査の実施日 令和元年6月28日
- 3 監査結果の公表日 令和元年7月2日(海老名市監査委員告示第7号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
旅費の支出について、支給漏れが2件あった。 なお、平成30年度の旅費であるが出納閉鎖後であるため、令和元年度予算からの支出となる。	遡及措置として令和元年度予算から旅費の支払いを行いました。 消防本部職員の研修旅費の発生確認を消防総務課のみでなく、消防本部各課と請求該当月末に付け合わせを行い、今後の請求漏れを防ぎます。